○国土交通省令第七十五号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号ハ及び第三項並びに第七十一条第一項第一号ホ及び第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第五条の二　法第二十九条第一項第一号ハの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

二　認定事業者から認定建築物等又は認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等又は当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（法第二十九条第一項第一号イに規定する株式会社等をいう。以下同じ。）（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

第六条中「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二号イ中「もの」の下に「（第五条の二に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

二　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

第二十七条中「同条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（」を「同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、」に改め、同条第一号中「第七十一条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（」を「第七十一条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、」に改め、同条第二号イ中「もの」の下に「（第二十六条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。